

慰安婦賠償判決が踏み潰した日韓の未来

慰安婦を、「人道に対する罪」で裁かれたドイツ・ナチスの大量虐殺と同列の「反人道的犯罪行為」と扱い、日本政府に原告一人あたり1億²（約950万円）の賠償支払いを命じた慰安婦賠償判決が確定した。

韓国は日本との友好関係で自らレッドラインを越えた。日本はこの裁判自体を認めていない。国家は他国の裁判権の元に服さないとの国際慣習法「主権免除」に反しているからで、日本政府は判決（1月8日）に強く抗議したが法的措置はまったく取らなかったため、判決は1月23日午前零時に確定した。

「たったひとりの裁判官が日韓関係を破壊してしまった。実は外交部（韓国外務省）や研究者は裁判が主権免除で却下されるとみていました。しかし韓国の判事、裁判官で文政権に近い左派系は自分たちこそが韓国最高の頭脳であると考えている。この判決はそのいい例です」と韓国人学者は述べている。

原告は元慰安婦と遺族の12人である。原告側は賠償金支払いに応じない日本に対し、裁判所に強制執行手続きを申し立てることになる。韓国国内の日本資産の差し押さえである。ソウルの在韓日本大使館など公館は在外公館の不可侵を定めたウィーン条約により差し押さえができないが、金融機関の口座凍結、公用車や借り上げ住宅の差し押さえなどが取りざたされており、予断は許さない。

日本企業に賠償請求を命じた徴用工賠償判決（2018年10月）では、すでに韓国の日本資産が差し押さえられており、現金化がタイミングの問題となって久しい。韓国は、徴用工と慰安婦のふたつの国際法に違反する判決で日韓外交を貶めてしまった。両国の基盤となってきた条約（日韓基本条約・日韓請求権協定）を否定するという、まさに「到底、考えられない異常な事態」（茂木敏充外相）に入ったのだ。

■文在寅大統領という人物はご都合主義者

文在寅政権は、徴用工賠償判決で「韓国は三権分立」と判決の尊重を唱え、日本政府の要請にも応じず何の外交努力もしなかった。ところが昨今の南北関係の悪化から、東京五輪を南北融和のチャンスととらえて、昨年11月から突如として関係修復に乗り出してきた。

文大統領は1月18日の新年会見で文大統領は徴用工賠償の現金化について「望ましくない」と言い出した。今回の慰安婦賠償裁判についても「正直、困惑している」などと述べた。

「今回の判決を受けたおばあさんたちが同意できる解決案を探すため、韓日間の協議を続けていく」と言った。

この都合のいい発言に日本側はあきれている。茂木外相は「姿勢の表明だけで評価はできない」「具体的な提案をみて評価したい」と紳士的な発言で応えたが、日本にとって徴用工も慰安婦も日韓請求権協定で半世紀以上前に解決済みの問題だ。

文在寅政権の無責任な認識の披瀝はさらに続く。

1月22日に来日した新任の駐日韓国大使、姜昌一氏は、日韓合意（2015年）で日本が10億円を拠出、当時存命だった元慰安婦47人のうち35人に一人1億^円を渡した「癒し金」残額約5億円を利用して「元慰安婦支援の新たな基金を作るため日韓両政府は真剣に話し合うべきだ」と述べた。

日韓関係改善の特命を受けて赴任した姜昌一氏は、徴用工賠償判決の日本資産現金化と慰安婦賠償判決の日本政府への賠償金を一括まとめて「新基金で解決しよう」という政治交渉を狙っているのだろう。これは条約も国際法も無視した「取引」というものだ。まるでマフィアのディールである。取引に応じれば大変なことになる。韓国で次から次へと日本政府賠償訴訟が続くことになるだろう。

文大統領は日韓合意を朴槿恵政権の売国外交と非難してきた張本人だ。日韓合意非難は文政権の目玉だった積弊（旧悪）清算の筆頭だった。文氏は「この合意では解決しない」と何度も批判してきた。当時の安倍晋三政権と朴槿恵政権が紆余曲折を経て合意に至った日韓合意の中核「和解・癒し財団」を強引に解散したのは文政権だ。ところが手の裏を返して「政府間の公式合意」（新年会見）などとして拠出金の残金を使おうという。「また基金を作ろう」「相談しよう」と言い始めた。

朴槿恵前政権時代、日韓合意の交渉で汗をかいた韓国の外交官、政府要人の多くが、文政権で更迭され左遷された。彼らはいま、ほぞを噛む思いだろう。逮捕された政府高官もいる。日韓合意の「癒し金」は1億^円、今回の賠償金も1億^円である。「癒し金」は認めないが賠償金ならいいというというのが本音なのだろうか。原告団には、「和解・癒し財団」からすでに「癒し金」の1億^円を受け取った慰安婦も複数含まれている。

■韓国の捏造した歪曲歴史観に立った判決

判決は慰安婦制度をこう規定した。

日本帝国は日中戦争と太平洋戦争等の侵略戦争の遂行過程において軍人たちの士気向上及び不祥事発生時の低減、効率性統率を追及するためにいわゆる「慰安婦」を管理する方法を考

案し、これを制度化し法令を整備して軍と国家機関で組織的に計画を立て、人力を動員、確保、歴史で前例をみない「慰安所」を運営した。(判決「損害賠償責任の発生」)

ソウル中央地裁は判決を解説した報道資料「判決要旨」を出しているが、この部分は次のように解説している。

これは当時日本帝国が批准した条約及び、国際法規を違反しただけでなく、第二次世界大戦以後、東京裁判憲章で処罰を定めた「人道に反する犯罪」に当たる。

判決は韓国で捏造されてきた「慰安婦の物語」という虚偽の歴史が土台になっている。

原告たちは日本帝国の侵略戦争中に組織的で計画的に運営された「慰安婦」制度の被害者であり、日本帝国は第二次世界大戦中、侵略戦争遂行のため、組織的・計画的に「慰安婦」を動員する過程で植民地として占領中だった韓半島(注・朝鮮半島)に居住する原告たちを誘拐したり拉致して韓半島の外に強制移動させ、原告たちを慰安所に監禁された状態で日常的暴力、拷問、性暴力にさらした。このような一連の行為は不法行為であることが明白で、これにより原告たちは深刻な被害を受けたので、被告に慰謝料として各1億^{ウォン}の支給を求める。(報道資料「判決要旨」)

基礎事実もデタラメだ。

判決では「慰安婦の動員方法」を①から⑤まで挙げている。

- ① 女性らを暴行、脅迫、拉致して強制的に動員する方法
- ② 地域の有力者、公務員、学校等を通して募集する方法
- ③ 「就職させてやる」「金をたくさん稼げる」とだまして募集する方法
- ④ 募集業者に委託する方法
- ⑤ 勤労挺身隊、供出制度を通じた方法

改めていうまでもなく、慰安婦は公娼である。

日本は開国後の1870年代に欧州から公娼制を導入している。江戸時代の遊郭、遊女屋が人身売買だったので西欧にこれを非難されたからだ。そこで日本は商業的売春が制度化された西洋型の公娼制を取り入れた。公娼制では女性は親や戸主の印のある承諾書が必要で、業者と前借契約書を交わし、定期的な性病検査を義務付けられた。

日本統治下の朝鮮半島では1916年に朝鮮総督府が性病防止を主目的として「貸座敷娼妓取締規則」が施行された。これが朝鮮半島での公娼制の始まりだ。年齢制限は下限が17歳だった。だから「慰安婦像」を「少女像」としたのはウソである。また、朝鮮半島の公娼制で朝鮮人娼妓の数は「朝鮮総督府統計年報」などの資料に残っている。韓国の慰安婦団体のいう「慰安婦20万人」などあり得るはずのない数字だ。

慰安婦募集も慰安所経営も行ったのは民間の斡旋業者だった。特に朝鮮人慰安婦を扱った斡旋業者、慰安所経営者のほとんどは朝鮮人だった。日中戦争勃発（1937年）以降に外地の日本軍駐屯地内に設置された軍慰安所は、公娼制の一部を軍にもっていったものだ。軍は外地への慰安婦移送、募集過程での蛮行や不法、慰安所の経営、衛生、性病検査の管理などを行った。

判決には原告の証言が「原告らの個別的『慰安婦』動員過程及び慰安所生活」として記載されている。

「軍人の服装をした男性に強制的に連れられ中国吉林省琿春の日本軍慰安所に行かされた」

「慰安所で軍人からたびたび暴行を受け耳の鼓膜が破裂した」

「髪の毛がまともに生えてこないほど頭頂部を殴られるなど激しい暴行を受けた」

「軍人が山に遺棄して(慰安婦を)焼き殺そうとした」

「工事現場で日本人たちから強姦、暴行を受けた」

「慰安所で服を刀で切り裂かれた」

判決には

「慰安婦」が逃走した場合、日本軍が直接追撃し、逃走した『慰安婦』を再び慰安所に連れ戻したり、射殺した。

と書いた。

もちろん、当時の慰安婦は貧困のため親に売られたケースが多い。募集過程で暴力沙汰もあったとみられている。だが朝鮮人慰安婦の慰安所には多くの朝鮮人が関わっていた。しかし、①②③⑤は日本軍や官憲の所業ではなかった。

■ 「証拠をそろえよ」と催促した裁判長

この裁判は、原告の元慰安婦、裴チュンヒ氏（故人）ら12人が2013年8月、日本政府を相手に一人あたり慰謝料1億^円を請求する民事調停を申請したのが発端だ。しかし日本政府は調整手続きに応じなかったため2016年1月、正式な訴訟に切り替えた。

2013年の調停申し立ては、2011年8月の韓国憲法裁判所による違憲判決があったからだ。憲法裁は韓国政府に対し、「慰安婦の賠償請求問題が解決しないのは韓国政府が紛争解決を怠った不作為で被害者である元慰安婦の基本権を損なう違憲」との異例な判決を出した。

憲法裁判決を引き出したのは2006年に始まった「政府が慰安婦賠償を日本に求めないのは憲法違反」との提訴だった。原告の慰安婦を動かしたのは慰安婦支援団体「韓国挺身隊問題対策協議会」（挺対協、尹美香代表＝当時）である。ときは盧武鉉時代で盧武鉉政権は

慰安婦について「日韓請求権協定で扱われなかった日本軍慰安婦など反人道的不法行為は日本政府に持続的に責任を追及」（官民合同委員会）との基本的立場を出していた。盧大統領の秘書室長が文在寅大統領であり、官民合同委員会委員長が与党「共に民主党」前代表の李海チャン氏である。流れは脈々と続いてきたわけだ。

2016年1月にソウル中央地裁が訴状を受理して始まった裁判が動き出したのは、2018年秋、韓国大法院（最高裁）で徴用工賠償判決が出たからだ。

徴用工賠償判決は精神的慰謝料を「日本政府の朝鮮半島における不法な植民地支配、および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の不法行為」（徴用工賠償判決文）の結果であると認めた。国際法を無視した韓国司法の暴走の始まりだ。今回の賠償請求も慰謝料である。

慰安婦はすでに盧武鉉政権で「反人道不法行為」に認定されている。「主権免除」の壁を破れば日本国賠償請求が現実味を帯びていた。裁判は4年ぶりに動き出し、2020年1月、裁判所は日本政府に訴状を公開する「公示送達」を行い、被告席は空席のまま4回にわたる弁論が行われて2021年1月8日の判決となった。

裁判所は約1年の弁論で原告側を相当指導したようだ。韓国紙「東亜日報」（2021年1月9日付）によると、「金正坤裁判長（部長判事）は原告側の主張および提出証言に満足せず、日本政府の不法行為を客観的に証明する、より多い証拠を集めることに集中した」という。被告欠席のこの裁判は、主に原告側の証拠提出とその主張の説明が続いたが、この過程で裁判部は日本の不法行為としての被害を証明する証拠集めに集中したという。

同紙によると、金部長判事は「イタリア・フェリーニ事件の判決文など原告側の主張を裏付ける判例、文献、論文を準備しなさい」と原告側に要請したという。

イタリアの「フェリーニ事件」とは第二次世界大戦中にドイツに移送され強制労働させられたフェリーニ氏がイタリアでドイツ政府に起こした損害賠償裁判のことで、2004年、イタリア最高裁が「国際犯罪には主権免除は適用されない」と原告勝訴をした初の判例だ。

フェリーニ事件はドイツ軍占領下のイタリアでの出来事で、下級審では2000年、2001年ともに主権免除で却下されたが、イタリア最高裁がこれ覆し原告勝訴にした。しかし、第二幕では、ドイツが国際司法裁判所（ICJ）にイタリアを訴え、2012年ICJはドイツに主権免除を認めた。イタリアはこの決定を受け入れた。だが、さらに第三幕があった。2014年イタリア憲法裁判所が「主権免除を理由に重大な人権侵害被害者の裁判請求権を否認したのは違憲」と再び覆したのだ。フェリーニ氏はドイツから賠償を受け取っていない

いが、韓国はこの例を好んで引用している。

金部長判事はまた、原告側に日本の不法行為を示す周辺人物の陳述書や第三者の証言材料、韓国女性家族部に提出された書類など、証拠書類を具体的に指定し、資料収集の方法も教え、証拠の不備を補うなどの原告側を指導したという。

判決をめぐっては韓国社会の雰囲気も賠償を後押しした。慰安婦賠償判決は、文政権下で弁護士だけでなく判事や裁判官も左派系の出世が目立つ韓国法曹界でも注目の判断だった。判決一か月前には、左派新聞ハンギョレに「慰安婦問題、もう裁判所が答える番だ」と題した弁護士の寄稿が載った。

弁護士はフェリーニ事件も引用して、「国家免除は万古不変の原則だろうか」と問いかけ、「20世紀最大の人権侵害犯罪とされる日本軍『慰安婦』被害者問題は現在進行形だ。加害国の日本は法的責任を認めず、今や事実の存在さえ否定している。韓国の裁判所は、この裁判を通じて、国際秩序の中で無視されていた一人の人間としての人権が保障される契機をつくらなければならない。今度は裁判所がその訴えに答える番だ」と書いた。

ソウル中央地裁の判決はこうした雰囲気の中かで出された。

■世界に定着した血塗られた慰安婦イメージ

慰安婦賠償裁判が日本を裁くには、慰安婦制度が「反人道的犯罪行為」であり、日本はこの問題で国際慣習法の「主権免除」の適用されない「強制規範」を犯していることを立証しなければならなかった。

主権免除についての判断で判決は「裁判権有無（国家免除[注：主権免除]の適用可否）に対する判断」にこう書いている。

当時日本帝国により計画的、組織的に広範囲に行われた反人道的犯罪行為であって国際的強制規範に違反するものであり、当時日本帝国により不法占拠中であつた韓半島内において我が国民である原告らに行われたものであつて、この行為が国家の主権行為であつたとしても国家免除を適用することはできず、例外的に大韓民国が被告に対する裁判権があるというのが妥当である。

慰安婦制度が「反人道的犯罪行為」であるとする根拠は、原告らの証言に加えて国連人権小委員会の「マクドゥーガル報告書」〈1998年〉を使った。この報告書は「武力紛争下の組織的強姦・性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」といい、主な対象は旧ユーゴスラビアの紛争下やルワンダ虐殺などの武力紛争下の組織的強姦や奴隷制だが、付

属文書で日本の慰安婦問題が取り扱われた。1996年の「クマラスワミ報告書」を土台にして、さらに「作文」を加え、すさまじく捏造された慰安婦の姿を世界に広められた文書だ。

報告書は慰安所を「強姦所」「強姦収容所」と呼んでいる。日本軍と日本政府がアジア各地にレイプセンターを作ったという構図で書かれ、センターで日本軍によって奴隷化された女性たちの多くは11歳から20歳であるとする。彼女たちは毎日数回、強制的にレイプされ、虐待を受け、性病を移され、生き延びたのはわずか25%—などと書かれている。慰安婦は20万人としており、その根拠に自民党、荒船清十郎代議士の第二次世界大戦で「朝鮮人慰安婦の14万5000人が死んだ」という1965年11月20日、選挙区集会（秩父郡市軍恩連盟招待会）での発言が根拠として使われている。これは荒船放言として有名だ。

「マクドゥーガル報告書」は付属文書ながら、日本政府に賠償責任を問う勧告を行った。国連は日本政府に刑事責任を追及すべきだとも主張する一方、日本の「アジア女性基金」を否定した。国連人権委が韓国の挺対協や日本の左派団体の主戦場だったことから、その影響とみられている。

判決は強硬規範について「人道に対する罪」に上げられた例を列挙し、慰安婦を奴隷制と同列に置いた。

絶対規範(注:強制規範)の例として2001年「国際違法行為に関する国家責任条約草案」解説で挙示した侵略禁止、奴隷制及び奴隷貿易禁止、ジェノサイド(集団虐殺)禁止、人種差別及び人種隔離禁止、拷問禁止、武力衝突時の国際人道法の基本原則、民族自決権等を挙げることができる。

慰安所は「強姦所」、慰安婦は組織強制レイプの被害者という土台で書かれた判決は、「損害賠償責任の範囲」で被害者救済を全面に出し、こう結論付けた。

原告らは若い女性であるにもかかわらず、家族と別れ、居住移転の自由等を剥奪されたまま危険で悲惨な環境で性行為を強要された。原告らはその過程で数知れない暴行を受け、飢餓と生涯、疾病の他、常に襲ってくる死の恐怖に怯えなければならなかった。終戦後も「慰安婦」であったという前歴は被害をこうむった当事者に不名誉な記憶として残り、いつまでも大きな心の傷となり、このため原告らはその後の人生を精神的に支えていくことができなかった。

日本政府に賠償請求の判決があった3日後、もうひとつの慰安婦賠償裁判が約2か月間、延期された。この裁判も元慰安婦20人が日本政府に賠償を求めるこので、構図はまったく同じである。本来は1月11日に判決言い渡し予定されていたのだが、当日になって延期された。8日の原告勝訴とは異なる「却下」という結論だった可能性もある。あるいは、おなじく主権免除で原告勝訴だったが、政権の圧力で延期となったのかもしれない。この第二の

判決も注目を集めることになる。いずれにしても慰安婦賠償判決は、日韓関係をまた過去の亡霊のなかに沈めた。日本に引き上げる意欲はまったくみえない。

(文中敬称略)

(月刊「文藝春秋」2021年3月号)

文在寅前政権下で判決が確定した慰安婦賠償訴訟について詳報した記事です。元慰安婦が日本国に対し損害賠償を求めるという前代未聞の訴訟でした。尹政権への政権交代で日韓関係は改善したものの、慰安婦問題は今後の日韓合意の履行のほかにも、この確定判決の存在が「事実」として残っています。文在寅時代がいかに最悪の反日であったかの査証でもあります。(久保田るり子)